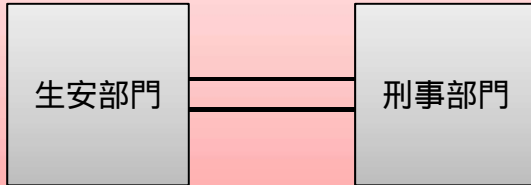


人身安全関連事案に対処するための体制の確立等について

本部対処体制

警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行う。

生安部門と刑事部門を総合した編成



現場支援要員

警察署に派遣されて事件検挙や保護対策等の支援を行う要員

個別の事態に応じて、刑事部捜査第一課特殊班等の積極的な投入

